

1月

木曜教室ご案内



(公社)熊本法人会

※ 今月は、多数の参加が予想されるため「10Fパレアホール」にて行います。 TEL 353-2555

今年から
5年間での対応が
求められる！

「平成30年度税制改正」を踏まえた

事業承継対策講座

— 事業承継税制は、企業に配慮して大きく変わった！ —

平成21年度に創設された事業承継税制は、改正により少しずつ要件が緩和されてきたものの、経営者にとってリスクが大きく、適用を受ける企業は限られていました。

しかし、平成30年度税制改正で事業承継税制の抜本的な改正が行われ、自社株承継時の納税負担がゼロになるなどの配慮がなされ、今まで事業承継税制の活用をためらっていた経営者も再検討する価値がある制度になりました。

本講座では、事業承継税制が従来と比べてどう変わったのか、事業承継税制を活用するために、経営者がどこに気を付けなければいけないのかなどを、ポイントを絞ってお伝えいたします。

経営者が『相続増税』時代を乗り越えていくために、事業承継税制の活用は、極めて有効な手段の一つです。将来、深刻なトラブルが起きたり、大きな税負担が生じる可能性を低くするためにも、ぜひ多くの経営者、後継者、経理担当者の受講をお薦めいたします。皆さま、多数のご受講をお待ちしております。

* 日 時 平成 31年 1 月 1 7 日 (木) 13:30 ~ 16:30

* 場 所 くまもと県民交流館パレア パレアホール [テトリアくまもとビル(鶴屋百貨店東館10F)]

* 講 師 生沼寛隆税理士事務所 代表・税理士 生沼 寛隆 氏

* 受講料 **無料** (但し、非会員は1名につき4,000円)

事前受付をさせていただきます。

下記をご記入の上、1/10(木)までにFAXを頂きますようお願いいたします。

* 講座内容

1. 平成30年度税制改正で事業承継税制はこう変わった
 - ・対象株式数の上限撤廃
 - ・対象者の拡充
 - ・雇用維持要件の実質撤廃 など
2. 法人会と事業承継税制
 - ・法人会が行った事業承継税制に関する改正要望と平成30年度税制改正
3. 具体的な対策
 - ・事業承継に当たっての5つのステップ
 - ・事業承継税制活用の流れと都道府県に提出する事業承継計画書
4. 事業承継税制活用にあたっての留意点

お願い

準備の都合上、
申込期限の厳守にご協力を
お願いいたします。

※ 下記をご記入の上、1/10(木)までにFAXを頂きますようお願いいたします。なお、当日受付にご提出下さい。

HP

申込み先FAX 353-2556

平成31年 1 月 木曜教室申込書 / 当日出席票			
会社名		TEL	
所在地		FAX	
お名前		申込計	名